

# 前橋市立宮城中学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他関係者が連携の下、いじめ問題克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 1 いじめに対する基本姿勢

いじめの定義とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。また、生徒たちの学校生活の中で起こる、ケンカやふざけあいにも、背景にはいじめがある可能性があることや、外国籍、LGBT、震災避難等の特別な支援が必要な生徒への対応なども具体的な対応を考えていく必要がある。このことを踏まえて、以下の3つを基本姿勢とする。

- ① **いじめはどの生徒にも起こり得る**し、どの生徒も加害者、被害者になりうることを全職員、全校生徒、全保護者が認識する。
- ② お互いの違いを認め合い、**自他を尊重する**感性を育む生徒の育成を行う。
- ③ いじめの**早期発見、早期指導**に努め、常に**組織的な指導**体制による教職員の共通理解と、共通指導の徹底を図る。

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取り組みを推進する。また、市教委や関係機関と連携し、「いじめ防止」「いじめ早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

### (1) 本校のいじめ防止に対する目指す生徒像

- ① いじめは常に起こり得ることがわかり、危機意識が持てる生徒
- ② いじめをしない、させないために自他を認め合うことができる生徒
- ③ いじめを許さない集団をつくろうとする生徒

### (2) 学校としてなすべきこと

#### ① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であることを強く認識する。
- ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケート実施及び面談を行う。また、教職員間及び保護者との連携を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ いじめを認めない集団づくりや生徒の良好な人間関係を構築するため、構成的グループエンカウンターやグループワーク、ソーシャルスキルトレーニング、コーチング等についての指導法等、教職員の対応力を強化する。

#### ② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図ること

- ・ 定期的なアンケートの実施、教育相談の実施により、いじめの早期発見、早期指導に努め、常に組織的

な指導体制による教職員の共通理解と、共通指導の徹底を図り、積極的な指導を展開する。

・いじめの早期解消に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全職員で一致協力して継続的に取り組む。

### ③家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭、地域、関係諸機関と連携する。
- ・日頃より、家庭訪問や電話連絡等を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所、警察等の関係機関や相談機関と連携し、協力関係を築く。
- ・本方針を新入生説明会や保護者集会等で説明するとともに、ホームページで公開し、地域への周知を図る。

## (3)教師としてなすべきこと

### ①いじめを見抜く感性を磨くこと

- ・いじめは教師の目の届きにくいところで起こることを常に念頭に置きながら、生徒の些細な変化や人間関係の様子等を観察し、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

### ②不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

- ・生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

### ③心の居場所作りに努めること

- ・生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級作りに努める。

### ④一人一人の心の理解に努めること

- ・生活ノート等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし、生徒一人一人に1日1回は声をかけるように心がける。

### ⑤いじめは許さないという学級風土をつくること

- ・道徳や学級活動の時間等で、いじめ問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

### ⑥互いに個性を認め合う学級経営に努めること

- ・生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

### ⑦いじめを受けた生徒を最後まで守ること

- ・「いじめられている生徒を守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

### ⑧教師間で連携、協力して問題の解決にあたること

- ・担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

### ⑨生徒や保護者からの声に誠実に答えること

- ・日頃から、いじめられている生徒やその保護者の立場になり、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

## 2 いじめ防止のための措置

### (1)基本的な考え方

- ・いじめはどの生徒にも起こりうるし、どの生徒も加害者、被害者になりうることを理解し、危機意識を持つとともに、いじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。
- ・生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・生徒が互いに認め合える人間関係、学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。

## (2)いじめ防止のための措置

### ①いじめについて共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

### ②いじめに向かわない態度を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、コミュニケーション能力を育む。

### ③いじめを生まないために指導上留意すること

- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・発達障害等を適切に理解したうえで、一人一人に配慮して指導に当たる。

### ④自己有用感、自己肯定感を高めること

- ・行事や学習等の活動に取り組む際に、生徒自身に目標や工夫点、努力点を考えさせ、その基準に沿ってどこまで達成できたかを評価し、認め、褒めることで、自己有用感、自己肯定感を高めていく。

### ⑤生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取り組み

- ・生徒会を中心に、生徒自身がいじめ防止を訴える取り組みを行う。
- ・各学級、各委員会で「いじめ防止のためにできること」の話し合い活動を開くなど、学校全体でいじめ防止についての考えを深める。

## 3 いじめの早期発見

### (1)基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いをもち、複数の教職員で関わり、積極的に認知する。

### (2)いじめの早期発見のための取り組み

#### ①アンケート

- ・毎月「いじめアンケート」を行い、実態の把握に努める。
- ・5月、10月頃に「心の健康度チェック」を行い、自分自身の心の状態を振り返るとともに、一人一人の心の状態を把握する。
- ・6月、11月頃に「ハイパーQ U」を行い、生徒の人間関係や集団での関わり傾向を把握する。
- ・各種アンケートに関しては、
- ・各種アンケートは、教職員だけでなく生徒会の活動なども取り入れながら、学期や生徒に応じて見直し、検討していく。

#### ②教育相談体制

- ・気になる生徒の情報を全教職員で共通理解しておく。
- ・学級日誌や生活ノートのコメントを大切にし、生徒の些細な変化に気が付けるようにする。
- ・教職員がSC、ODS等と密に連携を持ち、気になる生徒についての情報交換をしていく。
- ・「心の健康度チェック」にSCとの面談希望の欄を設置し、全校生徒に希望の確認を取る機会を設ける。

#### ③その他

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で子どもを見守り、動きを把握する職員体制を作る。

- ・保護者や地域と、日常的に連携をとっておく。
- ・職員室で頻繁に生徒の情報交換ができる雰囲気を作る。

#### 4 いじめに対する措置

##### (1) 基本的な考え方

- ・いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織で対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携して対応する、

##### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・生徒や保護者等からの相談や訴えがあった場合は、本校のいじめ対策における中心組織である「校内いじめ問題対策委員会」や当該する学年職員らが、いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保することを念頭に話し合いをし、迅速に対応する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実を確認する。
- ・事実確認の結果を教育委員会に報告する。

##### (3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・生徒から事実関係の聞き取りを行う。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。(即日対応)
- ・生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・状況に応じて、SCやODS、SSWなどの協力を得る。
- ・安心して学習に取り組むことができるように、必要に応じて相談室での学習を提案する。
- ・事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

##### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・生徒から事実関係の聞き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聞き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした態度で指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導、支援する。

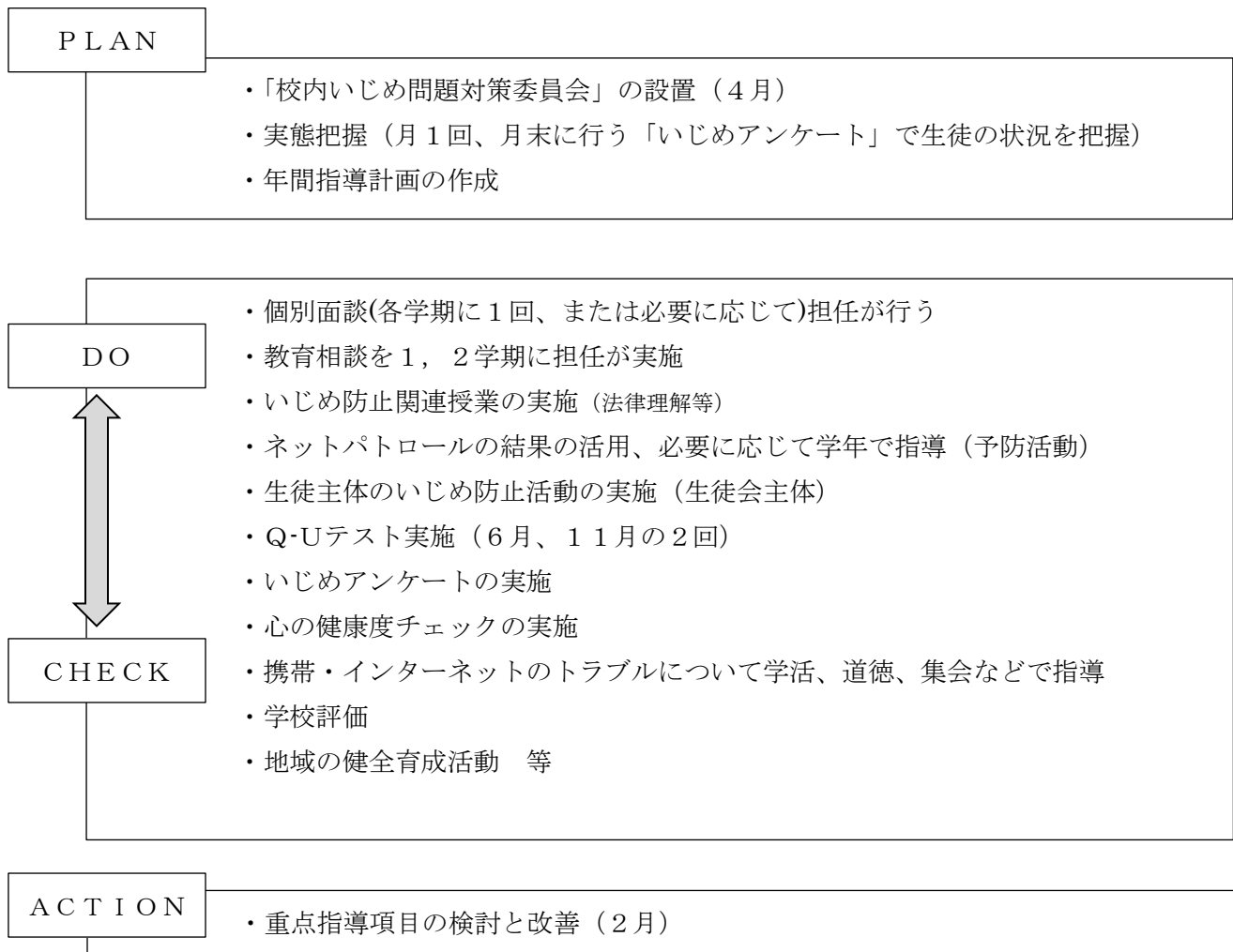
##### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

##### (6) ネット上へのいじめへの対応

- ・該当生徒の保護者に伝え、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・不適切な書き込み等に対しては、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取り組みを周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

## 5 いじめの早期発見・早期対応のための指導計画



## 6 いじめ防止等の対策のための組織〈校内いじめ問題対策委員会〉

### ①校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核を担う。
- ・いじめに関する相談、通報の窓口となる。

### ②校内いじめ問題対策委員会組織

